証券コード　6855
平成27年６月10日

株　主　各　位

兵庫県尼崎市西長洲町２丁目５番13号
日本電子材料株式会社
取締役社長　風　間　悦　男

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前９時を予定しております）

２．場　　所　兵庫県尼崎市昭和通２丁目７番１号
都ホテル　ニューアルカイック　３階鳳凰の間
（ご来場の際は、末尾のご案内図をご参照ください）

３．目的事項

報告事項　１．第56期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
２．会計監査人及び監査役会の第56期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jem-net.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や個人消費の弱さ等がみられましたが、雇用や所得環境の改善が続くなかで、原油価格下落の影響や政府による各種政策の効果への期待を背景に、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの主たる事業分野である半導体市場は、ハイエンドスマートフォンの販売が好調に推移したことや、ミドルレンジやローエンドのスマートフォンも新興国を中心に市場が拡大したことに伴い、半導体メーカーの設備投資が進展する等、メモリーＩＣを中心に回復傾向となりました。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、ＮＡＮＤ型フラッシュメモリーやＤＲＡＭ等、スマートフォン用に需要が高まっている半導体向けを中心に販売を強化した結果、売上面につきましては前連結会計年度を上回る結果となりました。利益面につきましても、売上高の増加に加え、円安による追い風や、繰延税金資産の回収可能性見直しに伴う法人税等調整額の計上等により、前連結会計年度を上回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高121億９千３百万円（前連結会計年度比24.4％増）、営業利益６億６千３百万円（前連結会計年度比261.9％増）、経常利益７億９千８百万円（前連結会計年度比271.4％増）、当期純利益７億８千８百万円（前連結会計年度比742.6％増）となりました。

なお、報告セグメント別の業績は次のとおりです。

〈半導体検査用部品関連事業〉

メモリーＩＣ向けにつきましては、ＮＡＮＤ型フラッシュメモリー向けが堅調に推移したことに加え、重点施策であったＤＲＡＭ向け市場への参入を果たした結果、売上を伸ばすことが出来ました。ロジックＩＣ向けにつきましても、国内、海外ともに底堅く推移いたしました。

以上の結果、売上高は119億５千８百万円（前連結会計年度比24.1％増）となりました。

〈電子管部品関連事業〉

電子管部品関連事業の売上高は２億３千５百万円（前連結会計年度比42.6％増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で７億７千６百万円（前連結会計年度比235.9％増）であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主な事業分野である半導体市場は、テレビ等のデジタル家電やパソコンの需要低迷の影響を受ける一方で、スマートフォンの高機能化や新興国を中心とした市場の拡大、クラウドサービスの広がりによるデータセンター向けサーバー需要の伸び、ハイブリッドカーや電気自動車の普及等を背景に、緩やかな成長基調は維持されると予想しております。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、以下の課題に全力で取り組んでまいります。

①市場の要求に応える製品の開発とサービスの強化

今後も堅調な需要が見込まれるＮＡＮＤ型フラッシュメモリー及びＤＲＡＭ向けプローブカードの製品競争力の強化を図り、シェア獲得に取り組んでまいります。さらに次世代半導体向けの製品や、新たなコンタクターの開発も加速させ、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

②海外販売の強化

海外の半導体市場は、アジアを中心に着実な成長を遂げております。また、製造を専門に行うファウンドリや、自社工場を持たず製品の企画や設計のみを行うファブレスメーカーの台頭等、半導体の生産は世界規模で分業化が進んでおります。当社グループは、アメリカ、韓国、台湾、フランス、中国に配置した海外拠点のネットワークを活かした販売活動の充実を図るとともに、日本から各国拠点へのリソース投入や一層の技術支援により、海外販売の強化を推進します。

③付加価値向上への取組み

技術革新やＶＡ活動による原価低減や品質向上によって、付加価値の向上を図ります。

④経営基盤の更なる強化

為替変動や緊急時における対応等、リスクマネジメントの一層の高度化を目指し、経営基盤の強化に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を実施し、企業価値の向上に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 53 期 (平成23年度)	第 54 期 (平成24年度)	第 55 期 (平成25年度)	第 56 期 (当連結会計年度) (平成26年度)
売　上　高（百万円）	11,137	11,213	9,799	12,193
経 常 損 益 （百万円）	272	49	214	798
当 期 純 損 益 （百万円）	△ 68	△ 172	93	788
１株当たり当期純損益（円）	△ 6.51	△ 16.32	8.84	74.45
総　資　産（百万円）	13,278	12,562	13,357	15,288
純　資　産（百万円）	8,903	9,082	9,658	10,604
１株当たり純資産（円）	840.73	857.72	899.04	992.23

（注）１．△は、損失を示しております。
２．第53期については、厳しい価格競争や円高の影響により利益は減少しました。また、退職給付金制度の移行及び、保有有価証券の評価損による特別損失を計上したことも加わり、当期純損失は表記の結果となりました。
３．第54期については、半導体メーカーの生産調整の影響等により利益は減少しました。また持分法適用関連会社であった同和JEM㈱を連結子会社化したことに伴い「段階取得に係る差損」として特別損失を計上し、当期純損失は表記の結果となりました。
４．第55期については、テレビ等のデジタル家電向け需要の低迷の影響により半導体市場の先行きは不透明な状況で推移しました。当社グループの売上も厳しい状況が続きましたが、利益面につきましては、原価低減を推し進めたこと等により回復傾向となりました。
５．第56期については、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の 議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
JEM AMERICA CORP.	3,650 千US$	100.0 %	半導体検査用部品 関連事業
JEM(HONG KONG)Co.,Ltd.	2,000 千HK$	100.0	
JEM TAIWAN PROBE CORP.	40,100 千NT$	100.0	
JEM EUROPE S.A.R.L.	400 千€	100.0	
同和JEM㈱	2,500 百万ウォン	50.8	
JEM Shanghai Co.,Ltd.	1,000 千US$	100.0	

(7) 主要な事業内容

当社グループは半導体検査用部品、電子管部品の開発、製造及び販売を行っております。

当社グループの主要な製品は、次のとおりであります。

区　分	主　　要　　製　　品
半導体検査用部品関連事業	＜カンチレバー型プローブカード＞ Ｃタイププローブカード プローブ（探針）の形状が力学でいう片持ち梁（Cantilever）の構造を持つタイプ ・ＣＥシリーズ ＜アドバンストプローブカード＞ Ｖタイププローブカード プローブ（探針）の形状が垂直型で、主として半導体の高集積化・高速化対応として使用されているタイプ ・ＶＣシリーズ（垂直接触型プローブカード） ・ＶＳシリーズ（垂直スプリング接触型プローブカード） ・ＶＴシリーズ（垂直接触型プローブカード） Ｍタイププローブカード ＭＥＭＳ（Micro Electro Mechanical Systems）技術を用いたプローブユニットを使用しているタイプ ・ＭＣシリーズ
電子管部品関連事業	陰極、フィラメント

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	兵庫県尼崎市
熊本事業所	熊本県菊池市
東京営業	神奈川県横浜市
JEM AMERICA CORP.(子会社)	アメリカ合衆国カリフォルニア州
JEM(HONG KONG)Co.,Ltd.(子会社)	中国香港
JEM TAIWAN PROBE CORP.(子会社)	台湾竹北市
JEM EUROPE S.A.R.L.(子会社)	フランス モンブルノ サンマタン市
同和JEM㈱(子会社)	韓国ソウル特別市
JEM Shanghai Co.,Ltd.(子会社)	中国上海市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
913名	29名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
㈱三菱東京UFJ銀行	750 百万円
㈱三井住友銀行	340
㈱みずほ銀行	100

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　10,604,880株

(3) 株主数　　5,662名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
㈲大久保興産	1,316千株	12.43%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	866	8.18
大久保和正	435	4.11
大久保英正	406	3.83
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	309	2.91
大久保昌男	290	2.73
古山陽一	260	2.45
日本マスタートラスト信託銀行㈱	224	2.11
日本電子材料社員持株会	191	1.81
明治安田生命保険相互会社	169	1.59

（注）持株比率は、自己株式（15,396株）を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	風　間　　悦　男	
取締役副社長	大 久 保　　和 正	（営業統括管掌） JEM AMERICA CORP.代表取締役会長兼社長 JEM EUROPE S.A.R.L.代表取締役会長
取　　締　　役	大　澤　　茂　巳	生産統括部長 兼　熊本事業所長 （熊本事業所、生産統括管掌） JEM(HONG KONG)Co.,Ltd.代表取締役会長 JEM Shanghai Co.,Ltd.代表取締役会長
取　　締　　役	足　立　　安　孝	管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） （管理部門統括管掌） JEM Shanghai Co.,Ltd.取締役社長
取　　締　　役	森　　隆　一　郎	M製品統括部長 （M製品統括管掌）
取　　締　　役	坂　田　　輝　久	営業統括部長 兼　Ｌ製品統括部長 （Ｌ製品統括管掌） JEM TAIWAN PROBE CORP.代表取締役会長
常勤監査役	竹　原　　克　尚	
監　　査　　役	田　村　　耕　一	
監　　査　　役	濱　田　　幸　和	濱田税理士事務所所長 ㈱プロセスサポート代表取締役社長

（注）１．監査役田村耕一、濱田幸和の両氏は社外監査役であります。
２．監査役濱田幸和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は、㈱東京証券取引所に対して監査役濱田幸和氏を独立役員とする届出を行っております。
３．濱田税理士事務所及び㈱プロセスサポートと当社との間には、特別の関係はありません。
４．社外取締役を置くことが相当でない理由につきまして、当社は最近の状況を鑑み社外取締役を置くことを検討しておりましたが、その選任議案を株主総会に提案するに至っておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

該当事項はありません。

② 退任

該当事項はありません。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

平成26年４月１日付

氏　名	異動後	異動前
風間　悦男	代表取締役社長	代表取締役社長 （営業統括管掌）
大久保　和正	取締役副社長 （営業統括管掌） JEM AMERICA CORP.代表取締役会長兼社長 JEM EUROPE S.A.R.L.代表取締役会長	取締役副社長 JEM(HONG KONG)Co.,Ltd.代表取締役会長 JEM AMERICA CORP.代表取締役会長兼社長 JEM EUROPE S.A.R.L.代表取締役会長 JEM TAIWAN PROBE CORP.代表取締役会長
大澤　茂巳	取締役生産統括部長 兼　熊本事業所長 （熊本事業所、生産統括管掌） JEM(HONG KONG)Co.,Ltd.代表取締役会長 JEM Shanghai Co.,Ltd.代表取締役会長	取締役生産統括部長 兼　熊本事業所長 （熊本事業所、生産統括、品質統括管掌） JEM Shanghai Co.,Ltd.代表取締役会長
森　隆一郎	取締役M製品統括部長 （M製品統括管掌）	取締役MEMS統括部長 （MEMS統括管掌）
坂田　輝久	取締役営業統括部長 兼　L製品統括部長 （L製品統括管掌） JEM TAIWAN PROBE CORP.代表取締役会長	取締役製品技術統括部長 （製品技術統括管掌）

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	人　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	６名 （　－名）	100百万円 （　－百万円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （　２名）	18百万円 （　５百万円）

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成18年６月23日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成11年６月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

３．報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額９百万円（うち監査役分１百万円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
監　査　役	田　村　耕　一	当事業年度中に開催の取締役会19回のすべて、及び監査役会12回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
監　査　役	濱　田　幸　和	当事業年度中に開催の取締役会19回中18回、及び監査役会12回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	報 酬 等 の 額
１．公認会計士法第２条第１項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	27百万円
２．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社子会社の計算関係書類監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

５．会社の体制及び方針

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下の項目を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス担当取締役は、管理部門統括担当取締役とし、内部統制・コンプライアンス担当を設置する。

②コンプライアンス体制に係るコンプライアンス基本規程を策定し、役職員が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための社員心得を定める。

③社員心得の徹底を図るため、内部統制・コンプライアンス担当においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、役職員教育等を行う。

④内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

⑤内部通報規程を策定し、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報の通報・相談を行う手段として内部通報先担当者ならびに内部統制・コンプライアンス担当に報告する「コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営する。通報・相談を受けた内部統制・コンプライアンス担当はその内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当取締役と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。

⑥財務報告の信頼性を確保するために、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、中期経営計画を策定する。

②取締役会及び経営会議は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、統括部門毎の業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、各部門への効率的な人的資源の配分を行う。

③業績は、ＩＴを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会ならびに経営会議に報告する。

④取締役会及び経営会議は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役及び各部門長に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

⑤④の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役及び部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理規程を策定し、当社及びグループ各社の各部門長が担当業務のリスク管理を行い、コンプライアンス担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者とする。

②内部統制・コンプライアンス担当が、当社及びグループ各社のリスクを網羅的・総括的に管理する。

③内部監査が、当社及びグループ各社の部門毎のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当取締役及び取締役会に報告する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、グループ各社全体の内部統制に関する担当部署は、当社の内部統制・コンプライアンス担当とする。当社及びグループ各社の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

②グループ各社の内部統制・コンプライアンス担当責任者は、各社の社長とする。

③当社取締役、部門長及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

④当社の内部監査が、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を定期的にコンプライアンス担当取締役及び取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役から求められた場合、監査役の業務補助のため会計及び業務に精通した監査役スタッフを置くこととし、人事権については監査役に有り取締役から独立させる。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は監査役に対して、法定の事項に加え当社及びグループ各社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス・ホットライン」による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会に出席するほか、社内の重要な会議に出席することができ、また意見等は会社として十分に尊重する。

②監査役は、必要に応じて重要な決裁書類等をいつでも閲覧または謄写できる。

③監査役からの取締役または使用人の職務の執行状況の聴取に対しては、積極的に協力する。

④監査役会は、代表取締役、内部監査、会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①当社及びグループ各社は、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との取引関係、その他いかなる関係も持たない。不当要求については、警察当局、顧問弁護士等と連携し反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応する。

②当社は、主要拠点に反社会的勢力へ対応する部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。また、反社会的勢力による不当要求に対しては直ちに対応統括部署に報告する体制も整備している。

③既に加盟している兵庫県企業防衛対策協議会での研修や情報交換を行うとともに、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受ける。

④反社会的勢力の関係者と思慮される者からの働きかけや苦情を受けた場合、兵庫県企業防衛対策協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受けるとともに、所轄警察署との関係強化を図る。

連 結 貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,158
受取手形及び売掛金	4,041
有価証券	2,445
製品	147
仕掛品	629
原材料及び貯蔵品	982
繰延税金資産	190
その他	557
貸倒引当金	△ 7
流動資産合計	12,145
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	586
機械装置及び運搬具	772
工具、器具及び備品	196
土地	796
リース資産	92
建設仮勘定	326
有形固定資産合計	2,770
無形固定資産	
ソフトウェア	110
その他	10
無形固定資産合計	121
投資その他の資産	
投資有価証券	66
その他	185
貸倒引当金	△ 0
投資その他の資産合計	250
固定資産合計	3,142
資産合計	15,288

	金額
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	2,087
短期借入金	200
１年内返済予定の長期借入金	293
リース債務	54
未払金	322
未払費用	219
その他	365
流動負債合計	3,542
固定負債	
長期借入金	696
リース債務	42
繰延税金負債	29
役員退職慰労引当金	156
退職給付に係る負債	207
その他	8
固定負債合計	1,141
負債合計	4,684
純資産の部	
株主資本	
資本金	983
資本剰余金	1,202
利益剰余金	8,086
自己株式	△ 15
株主資本合計	10,256
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	2
為替換算調整勘定	241
退職給付に係る調整累計額	6
その他の包括利益累計額合計	250
少数株主持分	96
純資産合計	10,604
負債純資産合計	15,288

連 結 損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	金額
売上高	12,193
売上原価	8,634
売上総利益	**3,559**
販売費及び一般管理費	2,896
営業利益	**663**
営業外収益	
受取利息	10
為替差益	89
保険解約返戻金	6
その他	54
営業外収益合計	160
営業外費用	
支払利息	11
固定資産廃棄損	8
その他	5
営業外費用合計	25
経常利益	**798**
税金等調整前当期純利益	**798**
法人税、住民税及び事業税	129
法人税等調整額	△ 65
法人税等合計	63
少数株主損益調整前当期純利益	**734**
少数株主損失(△)	△ 53
当期純利益	**788**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	983	1,202	7,385	△15	9,556
会計方針の変更による累積的影響額			△ 3		△ 3
会計方針の変更を反映した当期首残高	983	1,202	7,382	△15	9,552
当期変動額					
剰余金の配当			△ 84		△ 84
当期純利益			788		788
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	703	△ 0	703
当期末残高	983	1,202	8,086	△ 15	10,256

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12	△ 55	7	△ 35	137	9,658
会計方針の変更による累積的影響額						△ 3
会計方針の変更を反映した当期首残高	12	△ 55	7	△ 35	137	9,654
当期変動額						
剰余金の配当						△ 84
当期純利益						788
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 10	297	△ 0	286	△ 40	245
当期変動額合計	△ 10	297	△ 0	286	△ 40	949
当期末残高	2	241	6	250	96	10,604

連結注記表

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

① 連結子会社の数	６社
② 連結子会社の名称	JEM AMERICA CORP.
	JEM(HONG KONG)Co.,Ltd.
	JEM TAIWAN PROBE CORP.
	JEM EUROPE S.A.R.L.
	同和JEM㈱
	JEM Shanghai Co.,Ltd.

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、１月１日から連結決算日３月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの ……移動平均法による原価法によっております。

b. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品 …… 主として個別法によっております。

そ の 他 見 込 生 産 品…… 主として月別総平均法によっております。

原材料…… 主として移動平均法によっております。

貯蔵品…… 主として最終仕入原価法によっております。

c. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産 …当社は定率法によっております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
在外連結子会社は、所在地国の会計基準の規定に基づき定額法及び定率法を採用しております。

リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

b.　無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産　…自社利用のソフトウエアについては、当社及び連結子会社は、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産　…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金…当社及び一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規等に基づく期末要支給額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a.　退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、発生年度に全額を一括して費用処理しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

１．会計方針の変更の内容及び理由

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へと変更いたしました。

２．遡及適用をしなかった理由等

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

３．連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が５百万円増加し、利益剰余金が３百万円減少しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

b.　消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　8,375百万円

(2) ①担保に供している資産

建物及び構築物　359百万円

土　　地　382百万円

②上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金　233百万円

長期借入金　516百万円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　10,604,880株

(2) 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月25日 定時株主総会	普通株式	42百万円	４円	平成26年 ３月31日	平成26年 ６月26日
平成26年10月28日 取締役会	普通株式	42百万円	４円	平成26年 ９月30日	平成26年 12月３日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	１株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成27年６月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	74百万円	７円	平成27年 ３月31日	平成27年 ６月26日

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安定的な支払能力を確保するため、内部資金、金融機関からの借入、設備のリース化等の活用により、資金調達の多様化と安定した資金繰りを実現しております。なお、外部からの資金調達については、安定的で低利息を目標とし、経済や金融情勢を加味しながら、長期もしくは短期のバランスのとれた調達を実施しております。一時的な余資については、短期的かつ安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券に区分される債券及び株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、原則として１年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及び社債については、安定的な支払能力の確保を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主に営業部門内で主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

その他有価証券に区分される債券は、有価証券等運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関に限定し取引を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定期的に把握された時価等が取締役会に報告されております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づいて行っており、取引実績及び取引残高は取締役会に報告されております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち27.85％が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)を参照ください。)

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,158	3,158	―
(2) 受取手形及び売掛金	4,041	4,041	―
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,451	2,451	―
資産計	9,651	9,651	―
(1) 支払手形及び買掛金	2,087	2,087	―
(2) 短期借入金	200	200	―
(3) 長期借入金	990	987	△ 2
負債計	3,277	3,275	△ 2
デリバティブ取引（※）	(2)	(2)	―

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味債務となる項目については、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、種類ごとの取得価額又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得価額 又は償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	2	6	3
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	2	6	3
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	2,445	2,445	―
	小計	2,445	2,445	―
合計		2,448	2,451	3

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格によっております。）

（単位：百万円）

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引 売建 韓国ウォン	138	—	△ 2	△ 2
合計		138	—	△ 2	△ 2

② ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超
現金及び預金	3,158	―
受取手形及び売掛金	4,041	―
合計	7,199	―

（注4）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	293	293	159	159	83	―
合計	293	293	159	159	83	―

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　992円23銭

(2) １株当たり当期純利益　74円45銭

７．その他の注記

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0％、平成28年４月１日以降のものについては32.2％にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が19百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が20百万円、その他有価証券評価差額金額が0百万円、退職給付に係る調整累計額が0百万円それぞれ増加しております。

貸　借　対　照　表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,407
受取手形	135
売掛金	3,713
有価証券	2,419
製品	41
仕掛品	562
原材料及び貯蔵品	763
繰延税金資産	134
関係会社短期貸付金	19
未収入金	11
金銭債権信託受益権	236
その他	257
貸倒引当金	△ 1
流動資産合計	9,702
固定資産	
有形固定資産	
建物	533
構築物	2
機械及び装置	493
工具、器具及び備品	156
土地	455
リース資産	92
建設仮勘定	307
有形固定資産合計	2,041
無形固定資産	
ソフトウエア	105
その他	10
無形固定資産合計	115
投資その他の資産	
投資有価証券	66
関係会社株式	865
繰延税金資産	89
その他	128
貸倒引当金	△ 0
投資その他の資産合計	1,149
固定資産合計	3,306
資産合計	13,009

	金額
負債の部	
流動負債	
支払手形	93
買掛金	1,866
短期借入金	200
１年内返済予定の長期借入金	293
未払金	251
未払法人税等	40
設備未払金	267
その他	193
流動負債合計	3,205
固定負債	
長期借入金	696
リース債務	42
役員退職慰労引当金	68
退職給付引当金	178
その他	2
固定負債合計	988
負債合計	4,194
純資産の部	
株主資本	
資本金	983
資本剰余金	
資本準備金	1,202
資本剰余金合計	1,202
利益剰余金	
利益準備金	97
その他利益剰余金	
別途積立金	3,510
事業拡張積立金	730
土地圧縮積立金	81
建物圧縮積立金	19
繰越利益剰余金	2,203
利益剰余金合計	6,641
自己株式	△ 15
株主資本合計	8,811
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	2
評価・換算差額等合計	2
純資産合計	8,814
負債純資産合計	13,009

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	金額
売上高	9,914
売上原価	7,308
売上総利益	**2,605**
販売費及び一般管理費	2,091
営業利益	**514**
営業外収益	
受取利息	1
有価証券利息	1
受取配当金	184
為替差益	91
保険解約返戻金	6
その他	65
営業外収益合計	350
営業外費用	
支払利息	10
社債利息	0
固定資産廃棄損	7
その他	3
営業外費用合計	21
経常利益	**843**
税引前当期純利益	**843**
法人税、住民税及び事業税	30
法人税等調整額	△ 57
法人税等合計	△ 26
当期純利益	**869**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	983	1,202	1,202
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	983	1,202	1,202
当期変動額			
税率変更による積立金の調整額			
建物圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	983	1,202	1,202

（単位：百万円）

	株主資本								
	利益剰余金							自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
		別途積立金	事業拡張積立金	土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	97	3,510	730	77	19	1,425	5,859	△ 15	8,030
会計方針の変更による累積的影響額						△ 3	△ 3		△ 3
会計方針の変更を反映した当期首残高	97	3,510	730	77	19	1,422	5,856	△ 15	8,026
当期変動額									
税率変更による積立金の調整額				4	0	△ 4	—		—
建物圧縮積立金の取崩					△ 1	1	—		—
剰余金の配当						△ 84	△ 84		△ 84
当期純利益						869	869		869
自己株式の取得								△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	4	△ 0	781	784	△ 0	784
当期末残高	97	3,510	730	81	19	2,203	6,641	△ 15	8,811

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	12	12	8,042
会計方針の変更による累積的影響額			△ 3
会計方針の変更を反映した当期首残高	12	12	8,039
当期変動額			
税率変更による積立金の調整額			―
建物圧縮積立金の取崩			―
剰余金の配当			△ 84
当期純利益			869
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 10	△ 10	△ 10
当期変動額合計	△ 10	△ 10	774
当期末残高	2	2	8,814

個別注記表

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

b. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品…… 個別法によっております。

そ の 他 見 込 生 産 品…… 月別総平均法によっております。

原材料…… 移動平均法によっております。

貯蔵品…… 最終仕入原価法によっております。

③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産 …定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産 …自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、発生年度に全額を一括して費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

・会計方針の変更の内容及び理由

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へと変更いたしました。

・遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

・計算書類の主な項目に対する影響額
この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が５百万円増加し、繰越利益剰余金が３百万円減少しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(4) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

３．貸借対照表に関する注記
(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	788百万円
短期金銭債務	122百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　5,837百万円

(3) ①担保に供している資産

建　　物	359百万円
土　　地	382百万円

②上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	233百万円
長期借入金	516百万円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	①売上高	3,205百万円
	②仕入高	1,578百万円
	③営業取引以外の取引高	240百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式　15,396株

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産（流動）

未払事業税等	5百万円
たな卸資産評価損等	90百万円
繰越欠損金	39百万円
その他	7百万円
繰延税金資産　小計	142百万円
評価性引当金	△ 7百万円
繰延税金資産　合計	134百万円
繰延税金資産の純額	134百万円

② 繰延税金資産（固定）

役員退職慰労引当金	22百万円
投資有価証券評価損	85百万円
減価償却限度超過額	10百万円
繰越欠損金	707百万円
退職給付引当金	57百万円
その他	17百万円
繰延税金資産　小計	899百万円
評価性引当金	△ 760百万円
繰延税金資産　合計	138百万円
繰延税金負債（固定）	
土地建物圧縮積立金	47百万円
その他	1百万円
繰延税金負債　合計	49百万円
繰延税金資産の純額	89百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0%、平成28年４月１日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が19百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が20百万円、その他有価証券評価差額金額が0百万円それぞれ増加しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　832円37銭

(2) １株当たり当期純利益　82円12銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

日本電子材料株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　中　基　博　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坊　垣　慶二郎　印

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本電子材料株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子材料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

日本電子材料株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　中　基　博　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坊　垣　慶二郎　印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本電子材料株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月３１日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月19日

日本電子材料株式会社　監査役会

常勤監査役　竹　原　克　尚　印

社外監査役　田　村　耕　一　印

社外監査役　濱　田　幸　和　印

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本とし、業績に応じて積極的な株主還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期の収益状況を勘案し、１株につき７円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金７円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は74,126,388円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第25条及び第31条の一部変更を行います。

なお、定款第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（社外取締役との責任限定契約） 第25条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役との責任限定契約） 第25条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（社外監査役との責任限定契約） 第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役との責任限定契約） 第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役を１名増員することとし、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	風間（かざま）　悦男（えつお） (昭和22年６月５日生)	昭和45年４月　三菱電機㈱入社 平成９年10月　同社北伊丹製作所 半導体生産統括部　海外生産部長 平成11年10月　当社に出向 平成12年５月　JEM AMERICA CORP.副社長 平成16年４月　JEM AMERICA CORP.社長 平成20年１月　当社へ転籍 平成22年４月　当社顧問 平成22年６月　当社取締役副社長 平成22年７月　当社取締役副社長 兼　熊本事業所長 熊本事業所管掌 平成23年６月　当社代表取締役社長 兼　熊本事業所長 熊本事業所管掌 平成23年７月　当社代表取締役社長 営業統括管掌 平成26年４月　当社代表取締役社長 （現在に至る）	19,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	大久保（おおくぼ）　和正（かずまさ） （昭和30年３月17日生）	昭和60年４月　当社入社 昭和60年５月　当社取締役熊本工場長 平成15年９月　JEM EUROPE S.A.R.L. 代表取締役会長 （現在に至る） 平成17年４月　JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長 JEM Shanghai Co.,Ltd. 代表取締役会長 平成17年６月　当社常務取締役 営業統括部長 平成20年４月　当社代表取締役副社長 兼　開発統括部長 平成22年４月　JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長兼社長 平成22年７月　当社代表取締役副社長 平成23年６月　当社取締役副会長 JEM(HONG KONG)Co.,Ltd. 代表取締役会長 平成25年６月　当社取締役副社長 平成26年４月　当社取締役副社長 営業統括管掌 （現在に至る） 平成27年４月　JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長 （現在に至る）	435,924株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	大澤 茂巳（おおさわ しげみ） (昭和28年12月10日生)	昭和51年６月　当社入社 平成18年６月　当社取締役製品企画統括部長 平成20年４月　当社取締役営業統括部長 平成22年６月　JEM Shanghai Co.,Ltd. 代表取締役会長 （現在に至る） 平成22年７月　当社取締役第一生産統括部長 第一生産統括、第二生産統括、製品技術統括管掌 平成23年７月　当社取締役生産統括部長 兼　熊本事業所長 熊本事業所、生産統括、品質統括、製品技術統括管掌 平成25年６月　当社取締役生産統括部長 兼　熊本事業所長 熊本事業所、生産統括、品質統括管掌 平成26年４月　当社取締役生産統括部長 兼　熊本事業所長 熊本事業所、生産統括管掌 JEM(HONG KONG)Co.,Ltd. 代表取締役会長 （現在に至る）	5,080株
4	足立 安孝（あだち やすたか） (昭和26年９月17日生)	平成10年１月　当社入社 平成16年７月　当社経理シニアマネージャー 平成20年４月　当社管理部門副統括部長 兼　経理シニアマネージャー 平成21年１月　JEM Shanghai Co.,Ltd. 取締役社長 （現在に至る） 平成21年６月　当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 平成22年７月　当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 管理部門統括管掌 （現在に至る）	11,920株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	森（もり）　隆一郎（りゅういちろう） (昭和34年６月11日生)	昭和57年４月　三菱電機㈱入社 平成15年４月　㈱ルネサステクノロジ（現ルネサスエレクトロニクス㈱）へ承継転籍 平成15年10月　同社生産技術本部 実装・テスト技術統括部　後工程設備技術部長 平成17年４月　当社入社 平成17年10月　当社M開発第二チームリーダー 平成21年４月　当社開発統括部長 平成22年８月　当社ＭＥＭＳ統括部長 平成25年６月　当社取締役ＭＥＭＳ統括部長 ＭＥＭＳ統括管掌 平成26年４月　当社取締役M製品統括部長 M製品統括管掌 （現在に至る）	5,000株
6	坂田（さかた）　輝久（てるひさ） (昭和37年４月11日生)	昭和61年４月　当社入社 平成13年４月　当社開発二部長 平成16年４月　当社ＰＣ技術シニアマネージャー 平成21年４月　当社技術統括部長 平成22年７月　当社製品技術統括部長 平成25年６月　当社取締役製品技術統括部長 製品技術統括管掌 平成26年４月　当社取締役営業統括部長 兼　Ｌ製品統括部長 Ｌ製品統括管掌 JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長 （現在に至る）	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	吉田（よしだ） 裕（ひろし） (昭和32年12月28日生)	昭和57年４月　ユニチカ㈱入社 平成12年１月　㈱タクミナ入社 平成18年４月　同社経理部長 平成22年６月　同社執行役員　経理部長 兼　中計推進担当 平成23年４月　同社執行役員　経理部長 兼　マーケティング部長 兼　中計推進担当 平成24年６月　同社取締役 執行役員　経理部長 兼　マーケティング部長 兼　中計推進担当 平成25年10月　同社執行役員　経理部長 （現在に至る）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．吉田裕氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は㈱東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。

３．吉田裕氏を社外取締役候補者とした理由は、経営等のマネジメントの経験と見識に基いて当社の経営を監督していただき、コーポレート・ガバナンスの強化等に寄与していただくためであります。

４．社外取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、吉田裕氏が原案どおり選任された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・当社と社外取締役（第２号議案　定款一部変更の件が原案どおり承認可決された場合には、業務執行取締役等を除く取締役）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額（第２号議案　定款一部変更の件が原案どおり承認可決された場合には、法令に規定される最低責任限度額）とする。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
西　井　博　生 （にしい　ひろき） （昭和39年５月19日生）	昭和62年４月　監査法人朝日新和会計社入社 平成２年３月　公認会計士登録 平成13年９月　西井博生公認会計士事務所開所 平成16年９月　なぎさ監査法人代表社員 （現在に至る） 平成16年12月　税理士法人なぎさ総合会計事務所 代表社員 （現在に至る） 平成20年６月　当社補欠監査役 （現在に至る）	－株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．西井博生氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．西井博生氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士資格を有し会計監査に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられ、その知識等を当社の監査体制に生かしていただくためであります。また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

４．社外監査役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、法令が定める監査役の員数を欠き、西井博生氏が社外監査役として就任した場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・当社と社外監査役（第２号議案　定款一部変更の件が原案どおり承認可決された場合には、監査役）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額（第２号議案　定款一部変更の件が原案どおり承認可決された場合には、法令に規定される最低責任限度額）とする。

以　　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　兵庫県尼崎市昭和通２丁目７番１号
　　都ホテル　ニューアルカイック　３階鳳凰の間
ＴＥＬ　06－6488－7777

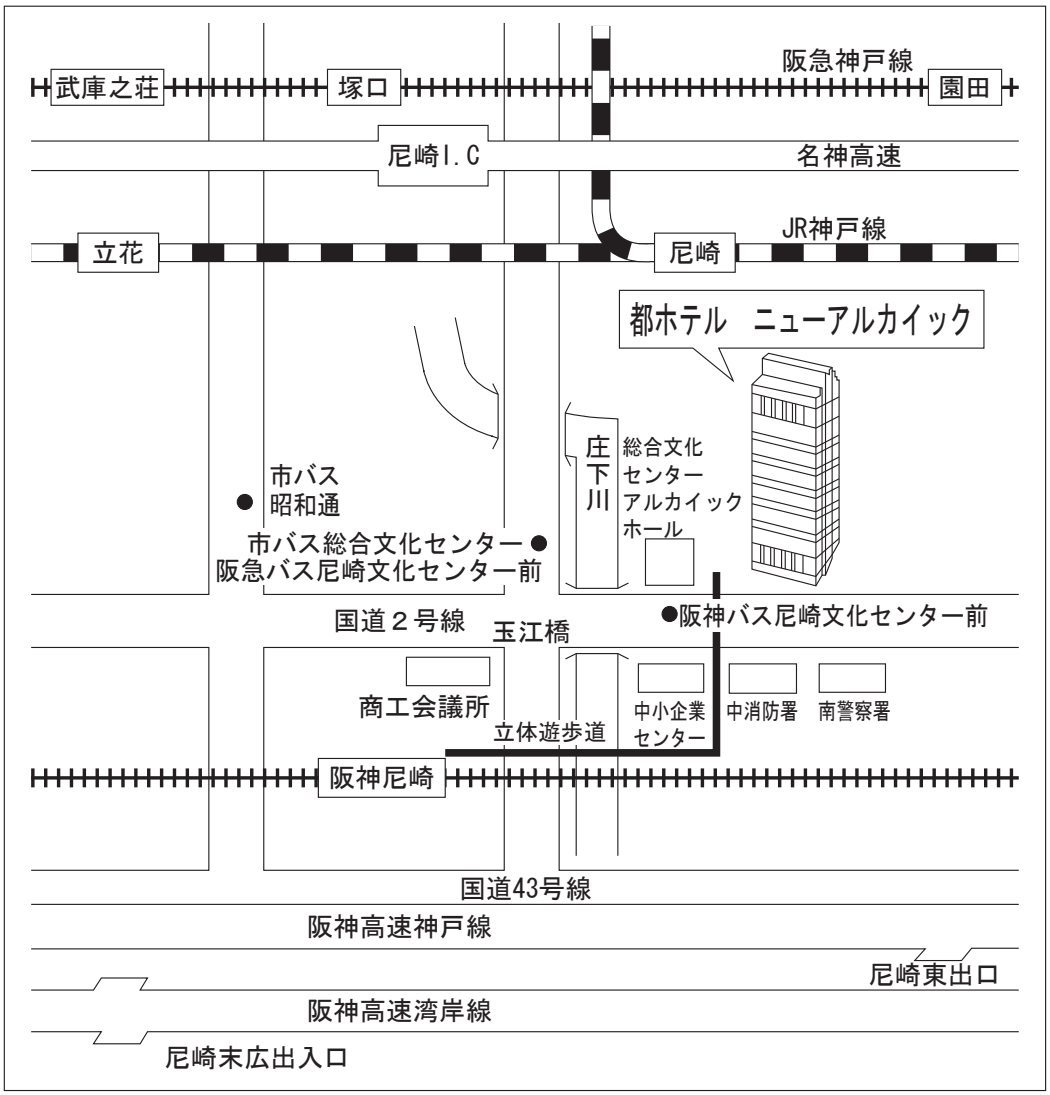

○阪神尼崎駅より北東へ400m（徒歩５分）
○尼崎市バス　　ＪＲ尼崎駅より11番・23番で総合文化センター下車（バス７分）
　　ＪＲ立花駅より15番・43番で昭和通下車
　　阪急塚口駅より13番で昭和通下車
　　阪急園田駅より11番・22番・23番で総合文化センター下車
　　阪急武庫之荘駅より15番・43番で昭和通下車
○阪急バス・阪神バス　　尼崎文化センター前下車